

青森県報

第四千三百八十四号

平成二十九年
十二月六日
(水曜日)

目次

告 示

- 地域福祉の推進に向けた青森県民の意識に関するアンケート調査の実施……………(健康福祉課) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(同) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

告 示

青森県告示第八百三十五号

地域福祉の推進に向けた青森県民の意識に関するアンケート調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十九年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

「青森県地域福祉支援計画【第二次】」の実施状況を適正に評価するとともに、本県の地域福祉に関する課題を把握し、課題に対応した効果的な対策を講じていくための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内在住の二十歳以上の者

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 地域福祉に関する状況
- (二) 地域福祉に関する意識
- (三) 地域福祉に関する行政への要望

2 報告を求めるとする基準となる期日は、平成二十九年十二月七日とする。

四 報告を求めるとする者

住民基本台帳から無作為抽出した二十歳以上の者二千名とする。

五 報告を求めるとするに用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

平成二十九年十二月七日から同月二十八日までとする。

青森県告示第八百三十六号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇三三	平成二九・二・二七	社会福祉法人内湯療養園	北津軽郡大泊町内二〇〇の二	障害がい者支援施設	五所川原市大字漆川一四の二	平成二九・三・一	生活介護
〇二五〇〇三三	〃	社会福祉法人内湯療養園	北津軽郡大泊町内二〇〇の二	障害がい者支援施設	五所川原市大字漆川一四の二	〃	施設入所支援

青森県告示第八百三十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇三四	〃	社会福祉 法人内福 療園	北津軽郡 泊内町 大泊内 甘木二 〇二	障がい者 支援施設 がたうち	五所川原 市大字 一四の 井漆	〃	短期入所
---------	---	--------------------	---------------------------------	----------------------	--------------------------	---	------

〇二五〇〇三四	〃	社会福祉 法人内福 療園	北津軽郡 泊内町 大泊内 甘木二 〇二	障がい者 支援施設 がたうち	五所川原 市大字 一四の 井漆	〃	短期入所
〇二五〇〇三四	〃	社会福祉 法人内福 療園	北津軽郡 泊内町 大泊内 甘木二 〇二	障がい者 支援施設 がたうち	五所川原 市大字 一四の 井漆	〃	短期入所
〇二五〇〇三四	〃	社会福祉 法人内福 療園	北津軽郡 泊内町 大泊内 甘木二 〇二	障がい者 支援施設 がたうち	五所川原 市大字 一四の 井漆	〃	短期入所

青森県告示第八百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 e game	三沢市中央町四丁目三の一九	居宅介護	e legal ビス	上北郡おいらせ町の久保山一七の六九五	〃	〃
合同会社 歩	上北郡東北町字膳前一の六九	重度訪問介護	訪問介護事業所	上北郡東北町字膳前一の六九	〃	〃
合同会社 歩	上北郡東北町字膳前一の六九	居宅介護	訪問介護事業所	上北郡東北町字膳前一の六九	〃	〃

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭